〇伊豆市議会基本条例逐条解説

平成28年３月16日伊豆市条例第23号

目次

　前文

1. 総則（第１条―第３条）
2. 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第４条―第９条）
3. 市民と議会の関係（第10条―第13条）
4. 市長等と議会の関係（第14条―第17条）
5. 討論の拡大（第18条―第20条）
6. 適正な議会機能（第21条―第25条）
7. 議会運営の見直し手続（第26条―第27条）

　附則

|  |
| --- |
| 私たちのまちは、平成16年４月１日に修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の４つの町が合併して誕生しました。伊豆市は、伊豆半島のほぼ中央に位置し、霊峰富士を仰ぎ、天城の山々と狩野川の清流、そして穏やかで美しい駿河湾に抱かれ、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ、歴史・文化とともに発展してきました。今の私たちには、伊豆市の将来に向けて、この恵まれた自然環境と歴史・文化を継承するとともに、すべての市民が安心して生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民と議会、そして行政が協働して時代に即した地域社会を作り上げていくことが求められています。議会は、市民から直接選挙によって選ばれた議員で構成され、市長をはじめとして伊豆市を代表する機関であります。この二つの機関は、お互いに市民の負託に応えるために、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、与えられた権限のもとにお互いの特性を生かして市民の思いを市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら伊豆市にとって最良の意思決定をしていく使命があります。私たち議会は、この与えられた使命を達成するために議会運営のルールを守り、品格を重んじ、議員一人一人が自らの能力を高め、その能力を十分に発揮し、より良いまちづくりの推進と市民に開かれた身近な議会を目指すために「伊豆市議会基本条例」をここに制定します。 |

【解説】

伊豆市は、平成15年１月１日に修善寺町外３町法定合併協議会を立ち上げてから１年余という短期間で合併協議を終了し、平成16年４月に新市が誕生しました。

　　伊豆市は、伊豆半島の真ん中に位置しており、北には世界文化遺産となった富士山を望み、南には母なる山、天城連山に抱かれ、この天城の山々に源を発する狩野川と大見川は修善寺で合流し、狩野川の本流となって田方平野を太平洋に面している河川では唯一北上して駿河湾に注いでいます。

　　伊豆は古くから文人墨客に愛されてきた歴史がありますが、その中でも「伊豆は詩の国であると、世の人はいう。伊豆は日本の歴史の縮図であると、ある歴史家はいう。伊豆は南国の模型であると、そこで私は付け加えていう。伊豆は海山のあらゆる風景の画廊であると、またいうこともできる。」と川端康成が伊豆序説の中で物語っているように、夏目漱石、吉田絃二郎、岡本綺堂、梶井基次郎、井上靖、宇野千代らに代表される文学者が伊豆市に逗留し、ここから近代文学の秀作を世に発信し、注目されてきた歴史があります。

　　私たちは伊豆市の将来に向けて、このようにすばらしい歴史・文化そして環境を見つめ直し、次代を担う若い世代に引き継いでいく使命があります。また、市民の皆様がより良い営みができるよう、伊豆市議会として、行政とともに伊豆市の発展のために努力を重ねていく義務があります。

　　私たちには、市民の皆様から選挙によって選ばれた議員として、同じく市民の皆様から選ばれた市長とともに伊豆市を代表する機関の一員として、市民の皆様の思いに応えるために、お互いに競い合い、時には協力し合って、まちの将来に向け最良の意思決定をし、より良い方向に導いていくことが求められています。

　　私たちに与えられた使命を完遂するために、品格ある議会としてあるべき姿を定め、議員一人一人が自らの能力を高めるとともにその力を十分に発揮して、市民の皆様の負託と信頼に応え、より良いまちづくりに邁進し、議会が市民の皆様に身近な存在となっていく決意を明らかにするため、本条例制定の背景と伊豆市議会の目指すべき方向性を定めています。

【用語解説】

|  |
| --- |
|  |

※合議制：複数の人の合議によって事を決定する制度で、議会や委員会などが合議制にあたる。

※独任制：行政機関などが一人の人で構成される制度で、市長や知事などが独任制にあたる。

第１章　総則

|  |
| --- |
| （目的）第１条　この条例は、伊豆市議会（以下「議会」という。）及び伊豆市議会議員（以下「議員」という。）が担う役割を明らかにし、議会の基本理念、基本方針その他議会に必要な基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上を図り、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。 |

【解説】

議会運営の基本は、議員が市民にもっとも身近なものとして、また、信頼されるものとして、市政の発展を担っていくことを前提に、議会の基本的な理念、方針、その他議会に必要な事項を定め、市民の皆さんから任された責務に忠実に応えることにより、伊豆市の市政の発展と市民の生活と福祉の向上を目指して、市民とともに豊かなまちづくりに役立つ存在となることを目的として定めています。

|  |
| --- |
| （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(１)　市民　伊豆市の区域内に居住する者(２)　市民等　市民のほか、伊豆市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び伊豆市の区域内に存する学校等に在籍する者　(３)　市長等　市長その他の市の執行機関の長　(４)　議長等　議会の議長及び委員長　(５)　本会議等　議会の本会議及び委員会 |

【解説】

この条例でよく使う用語で、明確な定義を必要とするものについて定めています。

(2)では、議会で議決し、市長等により執行される予算や実施される施策などは市内の事業所や学校等に勤務もしくは在籍している人も対象となることから、「市民等」という用語も定義しています。

(5)の本会議等にある「本会議」とは、年４回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会のことです。この定例会は、毎年３月、６月、９月及び12月に招集され、都合により前月から行う場合があります。

「委員会」には、常任委員会と特別委員会があります。

常任委員会には、第１委員会（総合政策部、総務部、産業部、建設部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項）及び、第２委員会（市民部、健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項）並びに、議会運営委員会（本会議等に提出する議案や会議の日程等を事前に審査する等）があります。

特別委員会は、必要がある場合に議会の議決で設置されるものです。（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会、議会改革特別委員会等があります。）

|  |
| --- |
| （最高規範性）第３条　この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。２　議会は、この条例に反し、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃してはならない。 |

【解説】

1. この条例は、議会の基本となる条例であるとともに、議会の最も重要なものであることを定めています。
2. 議会に関する他の条例等を制定、改正及び廃止する場合は、この条例との整合性を図り、この条例に反してはならないことを定めています。

第２章　議会及び議員の活動原則と政治倫理

|  |
| --- |
| （議会の活動原則）第４条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。(１)　市民の代表機関であることを認識し、市民等の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努めること。　(２)　公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的に行い、市民等に開かれた議会を目指すこと。　(３)　市長等に対し適切な行政運営が行われているかを監視すること。　(４)　政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図ること。　(５)　市民等に分かりやすい議会運営に努めること。　(６)　市民等に信頼される議会を目指し、議会改革を推進すること。 |

【解説】

1. 議会が市民の代表機関であることを自覚して、常に市民のあらゆる意見の把握に努め、それを行政の施策に反映していくことを定めています。
2. 市民の信頼と期待に応えていくため、公正で透明性の高い議会運営に努めるとともに、市民への説明責任を果たす必要があることから、より一層積極的な情報の発信を行い、市民に開かれた議会運営を目指すことを定めています。
3. 議会本来の役割である行政の活動を市民の立場から監視、評価することにより、適正な行政運営が行われるよう努めることを定めています。
4. 提出された議案の審議又は審査（※注）を行うほか、市民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、議員提案による条例の制定等、独自の政策立案や政策提言（※注）に積極的に取り組むことを定めています。
5. 市民に分かりやすく、市民が参加しやすい、議会運営の実現を目指すことを規定しています。
6. 議会及び議員は、市民に信頼されるよう、努力と研さんを重ね、議会改革の推進に取り組んでいくことを定めています。

【用語解説】

※審議：本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことを審議といいます。

※審査：委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。

※政策立案：議員提出の条例案や議案の修正等、議会自らが政策等に関する案を提出し、市の政策等に反映させるために市長等に働き掛けをすること。

※政策提言：市長等が提案する議案のうち、予算など議会に発案権のないもの及び市政全般に対して議会としての考えを提出すること。

|  |
| --- |
| （委員会の活動）第５条　議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。２　常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査を実施し、政策立案及び政策提言を行うこと。３　議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。４　委員会に関しては、別に伊豆市議会委員会条例で定める。 |

【解説】

1. 委員会のもつ専門性と特性を活かして、市政の諸々の課題に臨機応変に対応するよう、その運営に努めるよう定めています。
2. 常任委員会は、市政の諸々の課題に適切かつ素早く対応するため、所管事務調査（※注）を行って政策立案や政策提言を行っていくことを定めています。
3. 常任委員会及び特別委員会（※注）の適切な運営にあたって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて地方自治法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことを定めています。
4. 委員会に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会委員会条例」で定めています。

【用語解説】

※所管事務調査：常任委員会は、その部門に属する事務に関して調査を行う権限を持っています。所管事務調査権は、執行部から提案された予算案や条例案などの議案を審議・審査するものとは違い、常任委員会が自主的にテーマを設定し、調査・検討を行うものです。

　※常任委員会：それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査します。本市議会には、第１委員会（総務・総合政策・産業・建設）及び第２委員会（市民・健康福祉・教育）の２つの常任委員会があります。

　※特別委員会：常任委員会とは別に、特定の事項や二つの常任委員会にまたがる事項について審査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいいます。

|  |
| --- |
| （議員の活動原則）第６条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。(１)　二元代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、誠実かつ公正に活動すること。　(２)　議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。　(３)　一部の団体及び地域の代表者でなく、市民等の全体の福祉の向上を目指して活動すること。　(４)　自らの資質の向上を図るため、不断の研鑽に努めること。　(５)　市民等に対し、積極的に情報発信を行うこと。 |

【解説】

1. 議員は二元代表制（※注）を担う議会の一員であることを自覚して、常に誠実で公平・公正に活動していくことを定めています。
2. 議員は、議会が公開の討論の場であるとともに、活発な議論を通じて結論を導き出す場であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視することを定めています。
3. 議員は、一部の団体や一部の地域の個別事案等を取り上げるのではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。
4. 議員は、市民の代表としてふさわしい行動を常に意識し、常日頃より自己研さんに努めるよう定めています。
5. 議員の活動に対して、市民の皆さんの関心を高めるよう、より積極的な情報の発信を行うことを定めています。

【用語解説】

※二元代表制：日本国憲法第93条第２項では、「地方公共団体の長」と「議会の議員」については住民が直接これを選挙することが定められています。このように地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任があります。

|  |
| --- |
| （議員研修及び調査研究）第７条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。２　議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層との調査研究を積極的に行うものとする。 |

【解説】

1. 議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを定めています。
2. 議員研修を充実させるためには、幅広い分野の専門家の方々や、さまざまな層の市民の方々を交えて、積極的に調査・研究を行うよう定めています。

|  |
| --- |
| （政治倫理）第８条　議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。２　政治倫理に関しては、別に伊豆市議会議員政治倫理条例で定める。 |

【解説】

1. 議員は、市民の代表であり、伊豆市の意思決定機関である議会の構成員として市政の発展や市民生活の向上に携わっています。そこで、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう、誠実かつ公正に責任感を持って、議員としての人格を保ち、物事を見分ける能力を養い、職務にあたるよう定めています。
2. 政治倫理に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会議員政治倫理条例」で定めています。

|  |
| --- |
| （会派）第９条　議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により会派を結成することができる。２　会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努める。３　会派に関しては、別に伊豆市議会会派に関する規程で定める。 |

【解説】

1. 議員は、政策等を中心として、議会内で同一の信条や視点、立場などを共有する議員同士が会派を結成することで、条例案の提出などの議会活動を円滑に進めることができることを定めています。
2. 会派（※注）は、政策の立案や政策の提言、政策の決定などに関して、会派同志の意見の調整などを行うことにより、議会の活動や議会運営の円滑な実施に努める必要があることを定めています。
3. 会派に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会会派に関する規程」で定めています。

【用語解説】

　※会派：伊豆市議会では２人以上の所属議員を有する団体を会派としています。

第３章　市民と議会の関係

|  |
| --- |
| （議会報告会）第10条　議会は、市民等への説明責任を果たすとともに多様な意見を聴取し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、報告及び意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。２　議会報告会に関しては、別に伊豆市議会報告会実施要綱で定める。 |

【解説】

1. 市民の皆さんに、日ごろの議会活動に対する説明責任を果たすとともに、市民の皆さんから多様な意見を拝聴し、市政の諸々の課題に柔軟に対応するため、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民の皆さんに対して議会活動の状況や市政に関する情報を提供するとともに、市民の皆さんの関心事やご意見を直接聞く貴重な機会ととらえて議会報告会を開催していくことを定めています。
2. 議会報告会に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会報告会実施要綱」で定めています。

|  |
| --- |
| （会議の公開等）第11条　議会は、本会議をはじめ、すべての会議を原則として公開するものとする。 |

【解説】

本会議はもとより常任委員会や特別委員会を開催するにあたり、市民の皆さんに議会活動を広く理解してもらうとともに、議会及び市政全般に渡って関心を持っていただけるよう、原則として、すべての会議を公開とすることを定めています。

|  |
| --- |
| （議会広報の充実）第12条　議会は、多様な広報手段を活用し、市民等が議会と市政に関心を持つようにするとともに、市民の意見を反映した広報活動に努めるものとする。 |

【解説】

伊豆市議会は、「議会だより」をはじめとして、ＦＭいずの活用、議会ホームページなどＩＣＴ（※注）の進歩を踏まえた広報の充実に努め、市民の皆さんの市政及び市議会への関心を高めて行くとともに、広報活動をするにあたり市民の皆さんのご意見を積極的に取り入れたものとすることを定めています。

【用語解説】

※ＩＣＴ：インフォメーション＆コミュニケーションテクノロジー（情報通信技術）

|  |
| --- |
| （市民参加、市民等との連携）第13条　議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的又は政策的な意見を議会の討議に反映させるものとする。２　議会は、市民等との意見交換の場を多様に設け、市民等の意見を政策立案に反映させるよう努めなければならない。３　議会は、請願及び陳情の審査に当たって、その趣旨を十分に理解するため、提案者から発言の申出があり、かつ議論を深める必要があると認めた場合は、当該提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。 |

【解説】

1. 市民の皆さんの専門的又は政策的な意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法第109条第５項及び第６項に規定する参考人制度及び公聴会制度（※注）を積極的に活用していくことを定めています。
2. 市民の皆さんの意見を政策の立案に反映させるため、市民の皆さんとの意見交換を図る具体的な場として、意見交換会を設けることができることを定めています。
3. 議会の場において、市民の皆さんからの請願・陳情（※注）の審査をするにあたり、その趣旨を十分に理解するために、請願者及び陳情者から直接発言の申出があった場合は、意見を聞く機会を設けること、また、議会として請願者及び陳情者に対してご意見等を伺うために会議の場へ出席を求めることができることを定めています。

【用語解説】

※参考人制度：常任委員会等が地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要であると認めたときに、審査の参考とするため利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出頭を求め、意見を聴くことをいいます。

※公聴会制度：一定の事柄について判断、決定するときに、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。地方議会においては常任委員会等が、予算その他の重要な議案に関して、公聴会を開催することができます。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴きます。

※請願・陳情：市政などについての意見や要望がある時は、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書を提出する時は議員の紹介（１名以上）を必要とします。

第４章　市長等と議会の関係

|  |
| --- |
| （市長等との関係）第14条　議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。２　議会の本会議における一般質問は、市民等に分かりやすく、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。 |

【解説】

1. 議会は、二元代表制の観点から市長等と緊張ある関係を保ち、議会本来の役割である行政の活動を市民の立場から監視及び評価することにより、適正な行政運営が行われるよう、機能の充実・強化を目指すことを定めています。
2. 本会議における一括質問・一括答弁は、市政上の論点・争点が曖昧になる恐れがあることから、これらを明確にしていくために、一般質問は一問一答方式で行うことを定めています。

【用語解説】

　一般質問：議員が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問をいいます。

　一問一答方式：質問項目のうち、ひとつずつ尋ねたい内容を、「議員の質問」、「市長等の答弁」というかたちで問答を繰り返す方式をいいます。これに対し、質問項目のすべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する方法を「一括質問・一括答弁方式」といいます。

|  |
| --- |
| （反問権）第15条　本会議等において、市長等は、議長等の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して論点を明確にし、議論を深める目的で反問することができる。２　反問権に関しては、別に伊豆市議会反問権に関する要綱で定める。 |

【解説】

(1) 市長等が議会の審議及び委員会の審査において、議員からの質疑又は質問に答えるだけでなく、論点や争点を確認し、明確にすることで、市民に分かりやすい議論を進めるために議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して問い返すことができることを定めています。

(2) 反問権（※注）に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会反問権に関する要綱」で定めています。

【用語解説】

※反問権：議会の審議及び委員会の審査において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して問い返すことができる権利のことをいいます。

|  |
| --- |
| （予算決算審議）第16条　議会は、予算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。２　議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出を求めることができるものとする。 |

【解説】

1. 予算の審議又は審査にあたり、市民の代表であることを念頭に議論を深めやすいよう、市長等に対して施策別もしくは事業別の資料提出を求めることができることを定めています。
2. 決算の審議又は審査にあたり、前条第1項の趣旨に準じた分かりやすい説明資料の提出を要求することができることを定めています。

|  |
| --- |
| （監視機能の充実及び強化）第17条　議員は、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し、文書で質問を行うことができる。２　議長は、文書による質問があったときは、当該文書を審査の上、前項の趣旨に沿った内容であると認めたときは、これを市長に送付しなければならない。３　市長は、前項の規定により送付された文書による質問に速やかに応えなければならない。４　議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第２項の規定により特に重要な計画等を積極的に議決事件として加え、又は範囲の拡大を図るものとする。５　前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については次に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。　(１)　伊豆市総合計画条例第５条に規定する基本構想の策定及び変更に関すること。 |

【解説】

1. 議員は、議会の閉会中に限り、市政運営上の重要な政策や施策の内容等の理解を深めるため、市長等への文書による質問を、議長を通して行うことができることを定めています。
2. 議長は、議員から文書による質問を受理した場合、その内容が市政運営上の重要な政策及び施策を深めるためのものか審査し、それを適当であると判断した場合は、質問の内容を市長等に送付しなければならないことを定めています。
3. 市長等は、議長から送付された議員の質問の文書を受理した場合は、速やかに応じる義務があることを定めています。
4. 地方自治法第96条第１項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など、地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件（※注））が挙げられています。加えて、同条第２項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。
5. 現在、伊豆市議会では法律及び条例に基づいて市が策定する伊豆市総合計画のうち、基本構想の策定及び変更について議決事件としています。これにより計画策定時点から議会意見の反映が可能としています。今後も必要に応じて議決事件の追加、見直しを行うことを定めています。

【用語解説】

※議決事件：地方自治法第96条１項には、１．条例を設け又は改廃すること。以下15項目にわたり議会が議決しなければならない項目が定められています。この、それぞれの議決すべきものを称して議決事件としています。

第５章　討論の拡大

|  |
| --- |
| （論点整理）第18条　議会は、提案された重要な政策について審議の過程における論点を整理し、その政策水準を高めることに資するため、提案者に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。(１)　重要な政策の目的と提案に至った経緯と理由　(２)　他の自治体の類似する政策等との比較検討　(３)　市民参加の実施の有無とその内容　(４)　総合計画等との整合性　(５)　重要な政策の実施に要する経費とその財源等２　議会は、重要な政策の提案を審議するに当たっては、前項の説明を検証し、総合的に判断するものとする。 |

【解説】

1. 市長等が重要な政策及び施策などを提案する場合、５つの条件を掲げて説明責任を求め、審議を進める上でのルールづくりをしています。これは、政策水準の向上と議会審議における公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等が必要とされる背景から将来コストに至るまでの説明を求めることで、提案される政策等の信頼性が高まると考えられることから明確に規定しています。ここで言う重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策などで、これらを明らかにすることを定めています。
2. 前項の審議にあたっては、市長等と緊張ある関係を保ち、議会の本来の役割である行政施策を市民の立場から検証することにより、適正な行政運営を確保するために、あらゆる角度から総合的に判断することを定めています。

|  |
| --- |
| （政策討論）第19条　議会は、市政に関する重要な政策、課題等に対して、議員間の共通認識を持つため、政策討論会を開催することができる。２　政策討論会に関しては、別に伊豆市議会政策討論会実施要綱で定める。 |

【解説】

1. 議会は合議制の機関であることから、市政に関する重要な政策や課題について、議論を深めるとともに議員の間で共通の認識をもつため、政策討論会を開催することができることを定めています。
2. 政策討論会に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会政策討論会実施要綱」で定めています。

|  |
| --- |
| （議員間討議）第20条　議会の運営に当たっては、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討論を中心に運営するよう努めるものとする。２　議会は、委員会において、議案の審査に当たり結論を出す場合、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする。３　議員間討議に関しては、別に伊豆市議会議員間討議実施要綱で定める。 |

【解説】

1. 議員の活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前です。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障しています。そこで、議員相互の自由な討議をする場合、それぞれに議論を深めながら、その運営に努めることを定めています。
2. 委員会における議案の審査に際して、その結論を出すにあたり、議員相互の自由な討議を交わすことによって多様な意見を引き出した上で合意形成を図るとともに、市民に対する説明責任を果していく必要があることを定めています。
3. 議員間討議に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会議員間討議実施要綱」で定めています。

第６章　適正な議会機能

|  |
| --- |
| （議員定数）第21条　議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来展望を考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。２　議員定数は、別に伊豆市議会の議員の定数を定める条例で定める。 |

【解説】

1. 平成23年に地方自治法が改正され、人口に基づく地方議会の議員定数の上限が撤廃され、議員定数の決定は自治体の自主的な判断に委ねられました。そこで、議員定数の改正には、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に判断するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の代表である議員の活動の評価について意見を聴取し、検討することを定めています。
2. 議員定数に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会の議員の定数を定める条例」で定めています。

|  |
| --- |
| （議員報酬）第22条　議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年伊豆市条例第35号。以下「議員報酬の条例」という。）により定めるものとする。２　議会は、議員報酬の条例の改定に当たっては、法第74条第１項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、公聴会制度の活用等により市民等の意見の聴取及び反映に努め、その報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。 |

【解説】

1. 議員の報酬は、市民の皆様の信頼に応え、議員活動を行っていくために必要なものです。その報酬の額は、伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年伊豆市条例第35号）に定められています。
2. 議員報酬を改正する場合は、地方自治法第74条第１項に規定する市民による直接請求があった場合を除いて、行政や財政の改革を踏まえ、市政の現状や将来予測等を視野に入れて総合的に判断するとともに、公聴会制度等を活用して市民の代表である議員の活動の評価について意見を聴取し、反映させるとともに、議会としての意見が十分に理解されるようよう努めることを定めています。

|  |
| --- |
| （議会の機能強化）第23条　議会は、議事機関としての機能を充実するため、予算の確保に努めるものとする。２　議会は、議員の調査研究に資するため、図書及び資料等の充実に努めるものとする。 |

【解説】

1. 予算編成権は市長の専決事項ですが、議会は二元代表制の一翼を担う立場から、適正な議会活動を行うため「議会費」について議論を十分尽くし、予算の確保に努めることを定めています。
2. 地方自治法では、議員の調査・研究のために議会図書室を設置することが定められています。そこで、議員の政策立案及び政策提言のための資質の向上を図るため、参考となる書籍・資料等を充実させる必要があることを定めています。

【用語解説】

　※議事機関：条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的な事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいう。なお、「議決機関」は、地方公共団体においては議会を指し、議事機関と同義のものであるが、議事機関が憲法上に定められ、議会を指すことが明確となっているのに対し、議決機関は団体等の意思決定機関全般を指すことから、議会のみでなく執行機関に相対する決定機関という点で広く解されている。

|  |
| --- |
| （議会事務局の機能強化）第24条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の整備を図るものとする。 |

【解説】

　議会事務局は、地方自治法により議会に設置できると規定されています。伊豆市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。ここで、議員が政策の立案や政策の提言を行うにあたり、さまざまな調査・研究や法制に関する知識が必要となるため、議員をサポートする議会事務局の組織の充実と事務局体制の整備を図り、事務局機能の向上を目指していくことを定めています。

|  |
| --- |
| （政務活動費）第25条　会派又は会派に属さない議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項から第16項までに規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。２　会派又は会派に属さない議員は、伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例（平成○○年伊豆市条例第○○号）第７条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、厳格な使途基準に従い政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。３政務活動費に関しては、別に伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例で定める。 |

【解説】

1. 会派又は会派に属さない議員に対して、それぞれに政策立案や政策提言の能力を高めるため、積極的な調査・研究及びその他議員活動に役立てることを目的として、政務活動費を地方公共団体が交付できることが地方自治法に定められています。伊豆市においても条例に基づき交付されることを定めています。
2. 会派又は会派に属さない議員が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査・研究及びその他の活動を行った場合、その経費については、使途基準に従った適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。伊豆市議会では、政務活動費に関して収支報告書、すべての支出に係る領収書、調査研究等報告書などの写しを公開し、使途の説明に努めることを定めています。
3. 政務活動費に関する必要な事項は、別に「伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めています。

第７章　議会運営の見直し手続

|  |
| --- |
| （議会改革の推進）第26条　議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。 |

【解説】

議会制度に関係する法改正などがあったときや、議会改革の推進に関する基本的事項について調査又は検討する必要が生じたときは、必要な組織（特別委員会）を設置して、速やかに議会制度の改革に向けて調査、検討を進めることを定めています。

|  |
| --- |
| （見直し手続）第27条　議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において定期的及び必要に応じて検証するものとする。２　議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。３　議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。 |

【解説】

1. この条例の目的が達成されているかどうか、定期的にもしくは必要に応じて議会全員協議会で検証していくことを定めています。
2. 前項の検証の結果、条例を見直す必要があると判断した場合は、条例改正等の手続きを含めて、適切な処理を講ずることを定めています。
3. この条例を改正しようとする場合には、市民への説明責任を果たすため、条例改正の理由・背景等を本会議において詳しく説明することを定めています。

附　則

　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

